

○国見町重度心身障害者医療費の給付に関する条例施行規則

(昭和 49 年 9 月 25 日規則第 17 号)

改正 昭和 60 年 3 月 8 日規則第 1 号 平成 6 年 10 月 21 日規則第 11 号
平成 7 年 6 月 26 日規則第 9 号 平成 9 年 8 月 29 日規則第 9 号
平成 10 年 6 月 29 日規則第 6 号 平成 13 年 6 月 22 日規則第 5 号
平成 20 年 12 月 18 日規則第 11 号 平成 21 年 9 月 30 日規則第 13 号
平成 27 年 4 月 1 日規則第 12 号 令和 3 年 1 月 1 日規則第 1 号

(受給者証の交付申請)

第 1 条 国見町重度心身障害者医療費の給付に関する条例(昭和 49 年国見町条例第 19 号。以下「条例」という。)第 3 条に規定する重度心身障害者医療費(以下「医療費」という。)の給付を受けようとする者は、あらかじめ重度心身障害者医療費受給者証交付申請書(様式第 1 号)を町長に提出するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、本人に代わってその保護者が申請することができる。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者証又は組合員証

(2) 受給資格者及びその配偶者又は扶養義務者の前年(次条に規定する受給資格者証の有効期間の始期が 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間にある場合は、前々年)の所得並びに市町村民税及び都道府県民税の課税状況を確認できる書類

(3) その他町長が必要と認めた書類

(受給者証の交付)

第 2 条 町長は、前条に規定する申請に基づいて医療費の給付を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に重度心身障害者医療費受給者証(以下「受給者証」という。様式第 2 号)を交付するものとする。

2 前項の規定による受給者証の有効期間は、町長が交付決定をした日の属する月の翌月の初日(交付決定をした日が月の初日であるときはその日)からとする。

(受給者証の更新)

第 3 条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年 1 回町長の定める期間内に受給者証に第 1 条第 2 項各号に掲げる書類を添え、これを町長に提出して引き続き医療費の給付を受けることができる者であることの確認を受け、受給者証を更新しなければならない。

(受給者証の再交付)

第 4 条 受給者は、受給者証を破損し又は失ったときは、重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書(様式第 3 号)を町長に提出して再交付を申請することができる。

2 受給者証を破損した場合の前項の申請には、同項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

(変更の届出)

第5条 受給者は、次の各号に掲げる場合は、速やかに重度心身障害者医療費受給者証変更届書(様式第4号)を町長に提出して届け出なければならない。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 町の区域内で居住地を変更したとき。
- (3) 保険に関する事項に変更があったとき。

2 前項の届書には、受給者証を添えなければならない。

(受給者証の返還)

第6条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに重度心身障害者医療費受給者証返還届書(以下「返還届書」という。様式第5号)に受給者証を添えて届け出なければならない。

- (1) 条例第2条第1項に規定する重度心身障害者でなくなったとき。
- (2) 条例第4条に該当するに至ったとき。
- (3) 町の区域内に住所を有しなくなったとき。この場合において、条例第3条ただし書に該当する者を除く。

2 前項の届出は、受給者の親族等が代わってすることをさまたげない。

3 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者が速やかに第1項の返還届書に受給者証を添えて届け出なければならない。

(医療費給付の申請)

第7条 条例第3条の規定による医療費の給付を受けようとする者は、重度心身障害者医療費給付申請書(様式第6号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第115条又は高齢者の医療の確保に関する法律第84条で定める高額療養費に該当しているとき 高額療養費支給決定通知書又は高額療養費の積算基礎を明らかにした書類
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が入院にかかる費用の給付申請をするとき 重度精神障害者の入院治療に係る保険診療証明書(様式第6号の2)

(高額医療費の算定)

第8条 条例第2条第4項第2号に規定する規則で定めるところにより算定する高額療養費の額は、世帯を単位として算定される高額療養費のうち受給者分を按分するものとし、次の算式により算定した額とする。

高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する算定基準額×(条例第2条第4項第1号に規定する額/高額療養費の算定方法による世帯合算額)

(給付の決定)

第9条 町長は、第7条の規定により提出された申請書を審査し、医療費を給付すべきものと認めるときは給付を決定し、重度心身障害者医療費給付決定通知書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

(医療費受給の委任)

第10条 受給者は、町長が必要と認めるときは、医療費の受給を保険医療機関等に委任することができる。この場合において、保険医療機関等が医療費の支払を受けたときは、受給者に対し医療費の支給があったものとみなす。

2 受給者は、前項の規定により支払われた額に保険者等が負担すべき附加給付等の額があるときには、これに相当する額について町長に返還しなければならない。

(高額医療費の代理受領)

第11条 前条第1項の規定により支払われた額に保険者等が負担すべき高額療養費の額があるときには、町長は高額療養費の受領に関する委任を受けて、受給者に代わって保険者等から当該高額療養費の支払いを受けるものとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に定める方法により支払いを受けることができる。

(保険医療機関等への委任)

第12条 第10条第1項に規定する保険医療機関等への委任は、受給者が受給者証を保険医療機関等に提示し受給資格の確認を受けることで委任したものとみなす。

(保険医療機関等による請求)

第13条 前条の規定により医療費の受給を受任した保険医療機関等は、診療のあった翌月10日までに、重度心身障がい者医療費請求書(様式第8号)及び重度心身障がい者医療費(連記式)明細書(様式第9号)により、町長に医療費を請求するものとする。

(保険医療機関等への支払)

第14条 町長は、前条の請求があったときは、その内容を審査のうえ、当該請求に係る医療費の額を決定するものとする。

(口頭による申請等)

第15条 町長は、この規則に規定する申請書、届書等を作成することができない特別の事情があると認めるときは、必要な措置をとることによって申請者又は届出人の口頭による申請又は届出をもって当該申請書又は届書の受理にかえることができる。

(処分の通知)

第16条 町長は、医療費の給付に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請人又は届出人に通知しなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、医療費の給付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月8日規則第1号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行し、改正後の第8条の規定は、昭和60年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則(平成6年10月21日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日以後の医療行為に係る給付に要する経費から適用する。

附 則(平成7年6月26日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日以後の医療行為に係る給付から適用する。

附 則(平成9年8月29日規則第9号)

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則(平成10年6月29日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成13年6月22日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年1月1日以後の医療行為にかかる医療費の給付から適用する。

附 則(平成20年12月18日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年10月1日以後の医療行為にかかる医療費の給付から適用する。

附 則(平成21年9月30日規則第13号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第12号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月1日規則第1号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号(第1条関係)

重度心身障害者医療費受給者証交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 2 条関係)

重度心身障害者医療費受給者証

[別紙参照]

様式第 3 号(第 4 条関係)

重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

重度心身障害者医療費受給者証変更届書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

重度心身障害者医療費受給者証返還届

[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

重度心身障害者医療費給付申請書

[別紙参照]

様式第 6 号の 2(第 7 条関係)

重度精神障害者の入院治療に係る保険診療証明書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

重度心身障害者医療費給付決定通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 13 条関係)

重度心身障がい者医療費請求書

[別紙参照]

様式第9号(第13条関係)

重度心身障がい者医療費(連記式)明細書
[別紙参照]